

申請・届出オンライン化事業全体事業計画書

■ 事業概要

平成14年度に作成した「汎用受付システム設計図書」並びに、「福島県電子自治体共同運営システム検討会議」において市町村と県が共同で検討した申請・届出のオンライン化の枠組みを基に、運用組織・体制の整備を行うとともに、申請・届出オンラインシステムの構築・運営を行う。

■ 基本方針

(1) システムの構築及び運用開始について

申請・届出オンラインシステムの構築作業は平成15年10月から平成16年9月の1年間で行い、平成16年10月から運用を開始する。

(2) システムの運用契約期間について

システムの当初の運用契約期間は平成16年10月から平成21年9月とする。

■ システム運用開始後に予定する作業

申請・届出オンラインシステムの運用開始後に行う作業として以下のものを予定している。
なお、いずれの項目についても、実施時に新たな費用が発生する可能性があるため、実施の必要性、規模、時期等については申請・届出オンラインシステム運営協議会において決定する。

(1) 電子決済基盤との連携

申請・届出オンラインシステム稼働から1・2年を目途に、手数料の支払いまでをオンラインで行うことができるように、電子決済基盤（マルチ ペイメント ネットワーク）と接続する。

(2) 対応手続きの拡充

システム稼働当初に電子化対象としなかった手続きについて、順次電子化を行う。

(3) 運用時間の延長

システムの利用状況に応じ、運用時間を12時間から最大24時間まで延長する。

(4) 機器の二重化(システム稼働当初に必要最小限の二重化構成をとった場合)

システムの稼働当初に必要最小限の二重化構成をとった場合には、システムの稼働状況

を勘案しながらその他の機器についても二重化を検討する。

(5) 機能の追加/プログラム修正

システム構築後、必要に応じて機能の追加や変更のためのプログラム修正を行う。

(6) 運営体制の見直し

申請・届出オンラインシステム運営協議会を任意の協議会として設置し、当分の間は県が事務局を担当するが、事務量の増大やその他の要因により、運営体制や事務局費用について見直す可能性がある。

■ 全体事業費と負担割合

(1) 全体事業費

全体事業費(予算額): 1,537,094千円

(2) 負担割合

システムの構築・運用にかかる費用を、事業参加団体において均等割を2割、人口割を8割で按分する。

なお、人口割の際に使う県の人口は、当該年度の参加団体の総人口ではなく、県の総人口とする。人口は平成15年4月1日現在で固定する。

また、合併により複数の団体が1つの団体となった場合は、均等割分については1団体として再計算を行う。

(3) 各年度の予算額

各年度の予算額については、協議会総会において決定する。